

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

女性特定手術給付金

お支払い
できる場合

例

- 卵巣摘出術
- 子宮筋腫摘出術 等

約款に定められている、

所定の女性特定手術 のため、女性特定手術給付金をお支払いします。

お支払い
できない場合

- 例 ● 帝王切開術 等

約款に定められている、

所定の女性特定手術ではない ため、女性特定手術給付金はお支払いできません。

解説

女性特定手術給付金について

- 所定の女性特定手術を受けた場合、女性特定手術給付金をお支払いします。

〈所定の女性特定手術〉

- ① 乳房観血切除術
- ② 子宮摘出術
- ③ ①子宮または子宮附属器（卵巣および卵管をいいます）にかかわる手術（②、③を除く。また、2023年6月2日以降のご契約の場合は、④も除く。）
- ④ 乳房にかかわる手術（①、②を除く）
- ⑤ 甲状腺または副甲状腺（上皮小体）にかかわる手術
- ※②③は、2022年4月2日以降のご契約の場合に該当します。
- ⑥ 特定不妊治療
- ※責任開始日から2年経過後の特定不妊治療について、女性特定手術給付金をお支払いします。

- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、産科手術に分類される手術料の算定対象として列挙されている手術（例：帝王切開）は、③子宮または子宮附属器にかかわる手術の支払対象となりません。
- ③④子宮または子宮附属器にかかわる手術と、②子宮摘出術または④卵巣摘出術を同一日に受けた場合、③④子宮または子宮附属器にかかわる手術はお支払いできません。
- ③⑤乳房にかかわる手術(①②を除く)と、①乳房観血切除術を同一日に受けた場合、③⑤乳房にかかわる手術はお支払いできません。

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。